

【災害に基因するやむを得ない事情により住宅用家屋の取得ができなかった場合】

## 確 約 書

私は、災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の取得ができ  
ませんでした。令和4年3月15日までに住宅用の家屋の〔新築工事の完了・増改築等工事の完了・取  
得〕する見込みで、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居  
住）する見込みです。また、下記1の住宅用家屋を〔新築工事の完了・増改築等工事の完了・取得〕し  
たときに、遅滞なく下記4に掲げる書類を所轄税務署長へ提出することを約します。

### 記

- 1 所在地 \_\_\_\_\_
- 2 〔新築工事の完了・増改築等工事の完了・取得〕する予定時期 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 居住の用に供する予定時期 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 4 提出書類（提出する書類に  をする。）

〈新築・増改築等・取得共通〉

- 1の住宅用家屋等の登記事項証明書（家屋とともにその敷地を取得した場合を含む。）

〈新築・取得共通〉

- 省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

- ① 住宅性能証明書
- ② 建設住宅性能評価書の写し
- ③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）
- ④ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定長期優良住宅建築証明書
- ⑤ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び認定低炭素住宅建築証明書

〈増改築等〉

- 確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書
- 増改築等工事証明書及びリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約を証する書類（給水管、排水管又  
は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替の場合）
- 増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類（増改築等をした年月日並びにその増改築等に係  
る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し）
- 省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類
- ① 住宅性能証明書
  - ② 建設住宅性能評価書の写し
  - ③ 増改築等工事証明書（増改築等をした家屋が省エネ等住宅であるものにつき、証明されたもの  
に限る）

〈取得〉

- 取得する住宅家屋が建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内  
（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたものでない場合、次に掲げるいずれかの書類
- ① 耐震基準適合証明書
  - ② 建設住宅性能評価書の写し
  - ③ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
  - ④ 建築物の耐震改修の計画の認定申請書及び耐震基準適合証明書
  - ⑤ 耐震基準適合証明申請書（仮申請書）及び耐震基準適合証明書
  - ⑥ 建設住宅性能評価申請書（仮申請書）及び建設住宅性能評価書の写し
  - ⑦ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書及び既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結  
されていることを証する書類

以上

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_